

答申個第101号

令和2年12月24日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 北村 和生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

#### 記

##### 児童記録の個人情報一部開示決定事案

- 1 令和元年12月27日付け児福第2258号 (諮問個第241号)
- 2 令和2年 1月22日付け児福第2283号 (諮問個第242号)
- 3 令和2年 4月 3日付け児福第2378号 (諮問個第250号)
- 4 令和2年 4月 3日付け児福第2377号 (諮問個第251号)
- 5 令和2年 6月19日付け児福第 36 号 (諮問個第253号)



## 1 審査会の結論

処分庁が行った各個人情報一部開示決定処分は、いずれも妥当である。

## 2 審査会における審議の方法

同一人から提起された別表に示す5件の審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は、いずれも、審査請求人が子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として行った「第二児童相談所が保有する●●に関する記録全て」の開示を求める個人情報開示請求（以下「本件各請求」という。）に対する各処分（いずれも個人情報一部開示決定処分。以下「本件各処分」という。）について行われたものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

なお、本件各請求に対して処分庁が特定した公文書は本件児童の児童記録であり、それぞれの個人情報開示請求の日より後の追記分が次の請求の対象となっているものである。以下、本件各処分の一部開示決定がされた一連の児童記録を合わせ、その全体を「本件公文書」という。

## 3 審査請求の経過

本件各審査請求の経過は、別表のとおりである。

## 4 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

## 5 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題又は真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も有効な援助を行い、もって児童の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的とする、児童福祉法第12条に基づいて設置された行政機関である。

児童相談所が、児童虐待に関する相談・通告を受理した場合、児童の虐待の防止等に関する法律に基づき、関係機関、関係者等の協力も得ながら、当該児童の安全の確認を行うとともに、児童や保護者の状況、養育環境等に関する調査を実施する。それらの調査結果に基づき、虐待判定会議を開催し、虐待の有無や一時保護の要否判断（児童の安全を緊急に確保するため一時保護を先行して実施する場

合もある)、今後の処遇方針を決定する。処遇方針に基づいて行われる児童や家庭への援助にあたっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

## (2) 本件各請求に係る経過について

ア 平成31年1月、京都市児童相談所に対し、本件児童に対する虐待の疑いがあるとの虐待通告があった。処分庁から関係機関へ連絡し経過を確認したうえ、処分庁は、本件児童の安全確保や経緯の調査のため、本件児童の一時保護が必要と判断し、同月、本件児童を一時保護した。

イ 処分庁は、一時保護処分について、児童福祉法で定める2箇月を超えての一時保護が必要と判断したことから、引き続き一時保護を行うことについて同年3月に京都家庭裁判所に審判の申立てを行い、同申立てが承認され、その審判が確定した。

ウ 処分庁は父母のもとに本件児童を帰すことは、児童の福祉を著しく侵害することになると考え、本件児童を児童養護施設への入所が適当と判断するが、入所について親権者である父母の同意が得られないため、児童福祉法第28条第1項第1号に基づき、同年(令和元年)5月に京都家庭裁判所に施設入所措置承認の申立てを行ったが、却下が確定している。

エ 同年12月に本件児童の父母が提起した一時保護処分の取消訴訟については、現在引き続き係争中である。

## (3) 本件公文書について

児童記録は、対象児童ごとに、児童の生育に関する情報、関係機関、関係者等との面接又は電話の内容、児童相談所による本件児童等に係る評価が日時単位で記録されているものであり、児童の福祉を目的とした相談援助業務において作成しているものである。

具体的には、本件公文書は以下の公文書から構成されている。

- ア 援助経過概要及び援助方針表(相談、通告、調査、判定、診察、措置等の概要を、時系列で記録したもの)
- イ 記録(対象児童に関する相談、通告、調査、判定、診察、措置等の内容について、詳細に記録したもの)
- ウ 援助方針決定書(児童の処遇を決定する際に回付する決定書)
- エ 会議資料(方針を策定する際に使用する会議資料)
- オ ■■■来所メモ(児童と児童心理司等との面接内容、本人の観察、一時保護所への連絡事項などを記録したもの)
- カ 医学判定書(小児科)(小児科医が診察をした結果を記録したもの)
- キ 一時保護児童観察記録(一時保護所での本人(本件児童)の様子、行動、身体状況、観察所見などを記録したもの)
- ク 子どもの様子(一時保護所での本人(本件児童)の活動内容、行動、発言などを記録したもの)
- ケ 決定書(処分庁の意思を決定する文書)

- コ 心理面接・セラピー記録（児童心理司等によるセラピーの内容と面接内容、本人の観察などを記録したもの）
- サ 援助方針会議資料（援助方針を策定する際に使用する会議資料）
- シ 児童支援・里親部会会議資料（児童支援・里親部会で使用する会議資料）
- ス 医学判定書（児童精神科）2（児童精神科医が診察をした結果を記録したもの）

(4) 本件公文書の各文書における非開示部分と非開示理由について

ア 援助経過概要及び援助方針表について

(ア) 援助経過概要及び援助方針表には、家族・第三者に関する情報である本件児童及び審査請求人以外の相談情報が含まれており、相談情報については通常他人に知られたいと認められる情報である。その一部であっても開示することにより、当該第三者が特定され、また、相談経過から当該第三者の心情、言動が明らかとなることから、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第2号に該当し、非開示とすることが妥当である。

(イ) また、援助経過概要及び援助方針表には、児童相談所が実施する相談援助業務における情報収集に関する記録が含まれている。児童相談所単独でこのような情報収集を行うことは少なく、関係機関等との密接・迅速な連携と協力体制が不可欠である。児童相談所は、関係機関が各々の目的のために収集した個人情報を、児童虐待の防止等に関する法律第13条の4及び児童福祉法第25条の2の要保護児童対策地域協議会の規定に基づき、被虐待等児童の安全の確保を図るために、児童本人及び保護者の了承を得ずに収集している。児童相談所に情報を提供した関係機関等としては、その情報や関係機関等との調整内容が本人に開示されるとは想定していないことから、その一部でも開示することは、関係機関等の対応方針を明らかにするおそれがあり、関係機関等との信頼関係の構築又は維持に支障を及ぼし、本件のみならず、今後の児童福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当し、非開示とすることが妥当である。

イ 記録について

記録については、援助経過概要及び援助方針表に記録された相談、通告、調査、判定、診察、措置等の内容について、詳細に記録したものであることから、これらの情報には上記アと同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記アと同様であると判断している。

ウ 援助方針決定書について

法定代理人の開示請求権は、本人（本件児童）の権利を実現することを目的として設けられているが、上記(2)にあるように審査請求人は本件児童に対する虐待者であると第二児童相談所が認定している者であり、本件児童と審査請求人との利益が相反することは明白である。

援助方針決定書には、本件児童の入所施設等の名称が記載されており、審査請求人に対して開示することにより、本件児童の生活等の福祉及び権利保障を害するおそれがあり、条例第16条第1号に該当し、非開示とすることが妥当である。

エ 会議資料について

会議資料には、相談、通告、調査、判定、診察、措置等の内容について、詳細に記録したものであることから、これらの情報には上記アと同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記アと同様であると判断している。

オ ■■来所メモについて

■■来所メモには、本件児童の虐待事案における一時保護に関し、処分庁がとった措置の内容、一時保護所における生活の様子、申述内容、生育、生活状況等の情報が含まれていることから、上記ウと同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記ウと同様であると判断している。

カ 医学判定書（小児科）について

医学判定書には、本件児童の診断名、受診までの経過、心理判定の結果、行動観察内容、総合評価等の情報が含まれていることからこれらの情報には上記ウと同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記ウと同様であると判断している。

キ 一時保護児童観察記録について

一時保護児童観察記録には、一時保護所での本件児童の様子、行動、身体状況、観察所見等の情報が含まれていることからこれらの情報には上記ウと同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記ウと同様であると判断している。

ク 子どもの様子について

子どもの様子には、本件児童の虐待事案における一時保護に関し、処分庁がとった措置の内容、一時保護所における生活の様子、申述内容、生育、生活状況等の情報が含まれていることから、上記ウと同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記ウと同様であると判断している。

ケ 心理面接・セラピー記録について

心理面接・セラピー記録については、本件児童に対する処分庁が行った心理教育の内容、申述内容、観察記録、処分庁がとった措置の内容等が含まれていることから、審査請求人に対して開示することにより、本件児童の生活等の福祉及び権利保障を害するおそれがあり、条例第16条第1号に該当し、非開示とすることが妥当である。

コ 援助方針会議資料について

援助方針会議資料には、相談、通告、調査、判定、診察、措置等の内容について、詳細に記録したものであることから、これらの情報には上記アと同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記アと同様であると判断している。

サ 児童支援・里親部会会議資料について

児童支援・里親部会会議資料は、相談、通告、調査、判定、診察、措置等の内容について、詳細に記録したものであることから、これらの情報には上記アと同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記アと同様であると判断している。

シ 医学判定書（児童精神科）2

医学判定書には上記ア（ア）と同様の非開示情報が含まれており、非開示としている理由についても上記ア（ア）と同様であると判断している。

なお、上記(3)ケの決定書については、非開示としている所がないため、本件審査請求では争われていない。

(5) 結論

以上のとおり、本件各処分は違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書、反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 非開示の理由について

処分庁の弁明を見ても、具体的に情報のどの部分が非開示理由のどれに該当するのか極めて曖昧である。審査会においては、非開示情報のインカメラ手続を行って、個別的に、どの部分を非開示とすべきであり、どの部分を開示すべきであるかの判断を行っていただきたい。

ア 条例第16条第1号について

(ア) 父は虐待をしていない

処分庁は、「審査請求人は本件児童に対し第二児童相談所が虐待者であると認定している者である。」としている。しかし、第二児相による認定の実質的根拠は、①▲▲月▲▲日の児童の発言と、②◆◆が不可能ということのみである。審査請求人は、理を尽くしてその根拠が薄弱であることを説明し、世界的に権威ある文献資料も大量に提出したが、第二児相は反論すらしてこなかった。特に、虐待ではないことが確認されている事案が多数報告されていることについては、反論をまったくしていない。

京都家庭裁判所は、28条審判事件において却下審判を行い、父による虐待は認められないとした。注意すべきは、この事件の担当審判官は、一時保護承認審判の担当審判官でもあった。第二児相は、この引き続いて行う一時保護承認審判事件において、医師による問診結果のうち、一部分のみを取り出し、同じ問診において、児童が否定した部分を隠蔽して報告書を作成・提出するという意図的で卑劣ともいえるべき操作をしていた。審査請求人には、当時、弁護士による代理人は選任されておらず、この審判が確定してしまっている。しかし、その担当審判官は、28条審判事件にお

いては、父による虐待は認められないと判断したのである。このような状況下においては、処分庁は、一時保護処分の根拠となっている審査請求人による虐待を十分な根拠により、明らかにすべきである。

審査請求人による児童への虐待が認められない強い蓋然性がある以上、処分庁の条例第16条第1号等を理由とする一部非開示の理由は、根本的に瓦解している。

大阪高等裁判所は、28条審判事件の即時抗告に対し、棄却する決定をした。これにより、「審査請求人は本件児童に対し第二児童相談所が虐待者であると認定している者である。」というフレーズはますます通用しなくなっている。

#### (イ) 当該本人の権利利益を害するおそれもない

審査請求人父が虐待をしたことを認めるに足りないからである。

また、仮にその（誤った）認定を前提としても、現在\*\*歳児である児童の状況についての情報を開示しないということとは論理的に結びつかない。「当該本人の権利利益を害するおそれ」があるとはいえないのである。父は児童の親権者であり、親権を剥奪されるような事態はありえない。したがって、父は、将来的に児童を養育するに当たり、特に強制的に隔離されているこの時期の児童の全般的情報を取得することが必要不可欠であることに変わりはない。第二児相は、児童の情報を開示したとすれば、虐待をした父が更に児童を虐待するともいうのであろうか。そうであれば、非開示情報の中に、そのおそれを推知するに足りる情報（児童が父から虐待を受けたことを示唆する情報、父を避ける情報等）が含まれているはずである。しかし、その様な情報があるはずがない。なぜなら、第二児相は、その様な情報を、28条審判事件を含む他の事件で一切提出していないからである。処分庁は、どのような「当該本人の権利利益を害するおそれがある」のか、具体的に論証すべきである。

#### (ウ) 親権者母についての考慮

さらに、本件では、親権者の一人である父による情報開示請求をしているが、これは形式的にそうしているだけのことであり、実質的には親権者母もこの請求をしているものである。母は、虐待などしていないし、利益相反の地位にあるはずがない。母は、児童の養育の中心的存在であるから、児童の情報を得る必要が非常に大きい。この点も考慮事情に入れなければならないはずである。

（母による情報開示をしたら開示するというのであれば、その方法を取っても良いが、処分庁は、父母が同居する夫婦である以上、実質的に児童と利害相反関係にあるとして不開示とするに違いない。そうであれば、本件審査請求の判断においても、母について考慮すべきであろう。）。

#### (エ) 開示の必要性

一時保護処分により、それまで父母、祖父母、叔母と同居していた児童が、1年以上もの期間、保護者らとの分離を強制されているのであるから、児童を迎えるに当たっては、細心の注意を払って対応する必要がある。そのためには、一時保護処分の期間に、児童がどのような養育を受け、どのような生活を送り、どのように成長を遂げ、保護者に対してどのような気持ちを抱いているのかを是非とも知らなければならない。その情報、判断材料が、非開示部分のうち特に「記録」「■■■

来所メモ」「子どもの様子」中に存在することは容易に想像することができる。

イ 条例第16条第2号について

(ア) 処分庁は、開示請求者（本件では児童本人）以外の者の個人情報のうち通常他人に知られたくないもの（処分庁はプライバシーと言う。）が含まれるというのであるが、それは一体誰の、どのような情報のことなのか、まったくわからない。

(イ) 各主体についての検討

児相職員、児相から業務委託を受けた弁護士その他専門職であるはずがない。児相が事情聴取した医師、その前に受診した病院の医師、威圧的診察及び司法面接を標榜しているながら司法面接とはかけ離れた問診を行い偏見に強く彩られた非論理的意見書を作成した医師の指導者の供述、意見などのことかもしれないが、その意見がどうして①「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報であって、当該個人が識別され、又は識別され得るもののうち」、②「通常他人に知られたくないもの」となるのかが、まったくわからない。

まず、①の要件からすれば、これらの者が述べた意見そのものは、当該個人の識別（識別可能性）のある情報とは別のものである。次に、②「通常他人に知られたくないもの」の「他人」とは、開示請求者のことであるが、児童に関する医学的な意見を述べた医師は、事実経過と自己の信ずる医学的見解を正確に示したはずであるから、これを「通常他人（開示請求者）に知られたくないもの」とすることはできない。医師（本件において児童と保護者の分離を行うべきであり父については刑事事件とすることを考慮すべきであるとの驚くべき意見を提出した）については、2月1日に児童を診察、問診し、これを児相職員は別室でスピーカーにより聞いていたこと、その直後に医師と児相職員の意見の交換等がなされたことがわかっており、その時の話の内容は、虐待の有無・根拠についての情報及び判断が含まれているはずである。これも①の要件を満たさないし、②の要件も満たさない。もし②については他人（開示請求者）に知られたくないというのであれば、それは①に属するものではないが、批判される不都合なことを述べている、ということにほかならない。

幼稚園、スポーツ施設の指導者についても、児童との関わりのなかで、客観的に述べた部分は、①、②の要件を満たさない。

(ウ) 京都市の個人情報保護事務の手引き62頁2(5)

「実施機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は実施機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において、意見の表明又は説明を行った個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容）」は、本号に該当せず、開示の対象となると考えられる、としている。

(エ) 自己情報の原則開示の理念からすれば、開示請求者以外の者の個人情報のうち、氏名その他特定事項や、通常他人に知られたくないと客観的に判断される部分を明確に区分して、一部開示とすべきである。処分庁の弁明では、「通常知られたくないと客観的に判断される部分」というのは、一

体何なのかがまったくわからない。審査会において、精密に判断されたいところである。

(オ) 条例第16条第2号ただし書

この適用があるかどうかの判断もなされるべきである。

ここでは、①開示請求者以外の特定の個人の利益と、②開示により保護される「人の生命、身体、健康、生活又は財産」とを比較考量することになるが、②は児童の父母の許で養育されることにより成長する利益であり、その前提として父母が児童の一時保護処分時期における生活状況を知ることである。①については特定の個人の特定事項は削除して構わない。そうすると、一体、①については何が残るのか、まったくわからない。

ウ 条例第16条第7号について

(ア) 手引には、本条項は包括的規定であり、条例の目的に従いできるだけ限定して解釈し、厳格に運用する、とされている。

(イ) 本件で最も近い条項は「ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」であろう。「オ」（内容の引用省略）は該当しないと考える。その関係で、関係機関、関係団体との連絡調整事項については、これに該当することは争うつもりはないが、一部でも明らかにすれば、通告者、関係機関の対応方針を明らかにするおそれがあるというのは、非論理的な断言でしかない。「その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」が生ずるような、通告者、関係機関の対応方針を明らかにするおそれがある部分を限定すべきである。特に、その中に、①虐待の判断材料となる事実関係、②児童の状況、が記載され、推知することのできるものは、除外する理由がないはずである。

(2) 本件審査請求以外の事件の係属状況と、それらとの関係

ア 本件審査請求に関連する他事件は次のとおりである。

(ア) 京都市 一時保護に対する審査請求 係属中

(イ) 京都家庭裁判所 28条審判申立事件 却下審判

大阪高裁 抗告棄却決定、許可抗告不許可決定

最高裁判所 記録到着通知書<sup>注</sup>

(ウ) 京都地方裁判所 一時保護処分取消等請求事件 係属中

(エ) 京都地方裁判所 一時保護処分執行停止申立事件 却下決定

大阪高裁 原決定取消、一時保護処分執行停止決定、許可抗告不許可決定

最高裁判所 記録到着通知書

注 特別抗告棄却決定

イ 本件審査請求は、上記アの事件の帰趨にかかわらず、開示すべきとする最終判断が出されるまでこれを維持する。その必要があるからである。その理由の中心は、次のとおりである。

本件児童に関しては、父による虐待を認定することはできない。既に京都家庭裁判所は、審査請求

人の主張にほぼ沿う形で、28条審判請求について却下審判をした。（しかるに、第二児相は、これについて即時抗告をし、かつ、一時保護処分を継続している。抗告理由は、後付けの二重三重の伝聞証拠、医師の供述の歪曲によるこじつけに近い。大阪高裁でも原審判は維持されるものと推測されるが、事件番号を見てもわかるとおり、年末年始に抗告事件が集中しており、2か部しかない大阪高裁の抗告部の判断にはかなりの期間を要する状態であると想像している。）<sup>注1</sup>

近い将来、第二児相は一時保護の解除を余儀なくされて、本件児童は父母・祖父母らの保護者のもとに帰宅する予定である。現時点において、一時保護期間は1年を超えている<sup>注2</sup>。この間、本件児童がどのような生活を送り、どのようなことを聞かれ、どのような教育を受け、どのように成長しているのか、また、この長期間、父の虐待を唯一の理由として第二児相から一度の面談すら拒否されてきた父母・祖父母らにどのような感情を抱くに至っているのか、これら本件児童の精神的、心理的状況や身体状況を前提として、父母・祖父母らはどのように本件児童に接することが必要なのか、を判断するための本件児童に関する情報のすべての開示が絶対的に必要である。

注1 その後、抗告は棄却され、却下審判は確定している。

注2 その後、一時保護処分の執行停止が認められ、児童は帰宅している。

### (3) 父による虐待はない

本件における最大の問題点は、「児童が▲▲年▲▲月▲▲日より前に父から虐待があった」ことを認定することができるかどうかであるが、その認定は不可能である。その理由の根幹的部分は、虐待がなかったことを強く推認させる事柄の存在、児童による◆◆が不可能でないこと、▲▲月▲▲日の児童の発言内容に信用性が認められないことなど、京都家裁の却下審判において述べられているが、父母の主張はそれに止まらない。

### (4) その他

ア 本件の関連事件である以前の5件の処分（以下「前件処分」という。）につき、京都市情報公開・個人情報保護審査会は、京都市長に対し、令和2年3月26日付で「処分庁が行った各個人情報一部開示決定処分はいずれも妥当である」との答申書を提出した。この答申書のうち特に「子どもの様子等」についてはいただけない。「当審査会の役割等について」と題する一般論の展開がある。これが「子どもの様子等」についての全面的非開示を支持する形式論理であるが、その結論の悪さは審査会もわかっているはずである。そして、審査会は、形式論による一応の結論が不当であれば、具体的妥当性を得るために修正することができる。それが審査会の努めだと思ふのだが。

イ 審査請求人が求めているのは、「処分庁による虐待認定の適否や処遇方針等の適否を判断」することではなく、「処分庁による虐待認定の適否」の判断を検証し、特に「子どもの様子等」についての非開示決定の理由の適否の判断を求めているのである。これについて、審査会は証拠を収集し、事実を認定し、かつ、非開示処分の妥当性を判断する権能がある。証拠を見て、処分時点における処分庁の虐待認定判断が誤りであると判断されるのであれば、「子どもの様子等」についての全面的非開示決定の妥当性を支持できないから、審査会はみずからの事実認定に基づいて処分の適否を判断して答申することができるのは当然である。「処分庁による虐待認定の適否や処遇方針等の適否を判断する

立場にない。」などと記載されているが、前件処分も本件も、問題の核心は事実認定の問題であって、審査会の権能に属しないということはありません。

ウ レトロスペクティブに調査して、処分決定時点の判断を現時点で維持することができないことが明らかといえる場合には、再度の基準時をずらした開示請求を待つまでもなく開示させることは、判断基準時点についての原則の例外として認められるはずである。少なくとも、審査会は、現時点で、再度開示請求があった場合に処分庁はどのような対応を取るのかを聴取して、その回答をもとにどう対処するかを検討すべきである。また、処分庁において前件処分についての再考を求める決定をしてもよかつたはずである。

#### (5) 結論

以上のことから、原処分を取り消し、非開示部分を開示することを求める。

### 7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

#### (1) 未成年者の法定代理人による開示の請求について

条例第14条第2項に定める法定代理人の開示請求権は、法定代理人に固有の請求権を認めたものではなく、あくまでも本人の権利利益を実現することを目的として設けられているものである。

したがって、親権に基づく法定代理人による開示請求における個人情報の開示・非開示の判断に当たっては、児童の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれについて、あくまでも児童本人の権利利益を最大限に尊重して行う必要がある。

こうした観点から、法定代理人と児童本人との間で虐待が問題とされる事情がある中では、開示・非開示の判断は特に慎重を要するものである。

#### (2) 本件公文書について

当審査会が見分したところ、本件公文書は、本件児童に係る児童記録であって、以下の文書で構成されている。

ア 援助経過概要及び援助方針表 処分庁が本件児童に関わるようになってからの本件児童、審査請求人、母、関係機関その他の関係者との経過や、処分庁において開催された会議などといった事項を時系列で簡潔に記載した文書である。

イ 記録 援助経過概要及び援助方針に記載された事項について、その詳細を時系列で記載した文書である。具体的には、各関係機関から本件児童や本件事案に関して聞き取った詳細な内容、処分庁において本件事案に対する方針等を検討又は決定するための会議の内容、本件児童との面談の内容、審査請求人や本件児童の母親と面談等した際の内容などを記載した文書である。

ウ 援助方針決定書 処分庁が本件児童に関する処遇等の内容を決定した際の決定書である。処遇等の内容のほか、入所施設等の名称などが記載されている。

- エ 会議資料 処分庁の会議にて使用されたもので、本件児童に係る家族構成等の状況のほか、相談、通告、調査、判定、診察、措置等の経過や概要を記載した文書である。
- オ ■■来所メモ 処分庁の職員である児童心理司等が、一時保護施設に来所し、本件児童から聞き取った内容や本件児童を観察した内容などを記載した文書である。
- カ 医学判定書（小児科） 処分庁の職員である小児科医が本件児童を診察した結果を記載した文書である。
- キ 一時保護児童観察記録 本件児童の一時保護所における様子等を記録したもので、入所時の状況、食事、睡眠、人間関係、情緒、身体状況等のほか、処分庁による観察所見を記載した文書である。
- ク 子どもの様子 本件児童の一時保護施設での活動内容や発言等を記載した文書である。
- ケ 心理面接・セラピー記録 処分庁の職員である児童心理司等による本件児童の面接記録であり、面接での申述内容、観察内容などを記載した文書である。
- コ 援助方針会議資料 処分庁が援助方針を決定した際の会議資料で、本件児童に係る家族構成等の状況のほか、相談、通告、調査、判定、診察、措置等の経過や概要を記載した文書である。
- サ 児童支援・里親部会会議資料 本件児童に係る事案について、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会児童支援・里親部会で使用した会議資料で、相談、通告、調査、判定、診察、措置等の経過や概要を記載した文書である。
- シ 医学判定書（児童精神科）2 処分庁の職員である児童精神科医による本件児童に対する行動観察等を記載した文書である。
- ス 決定書 処分庁の意思を決定する文書。本件審査請求においては非開示箇所がなく争われていない。

### (3) 本件各審査請求について

ア 本件各請求以前に、審査請求人は、同様の内容で複数の個人情報開示請求をしており、処分庁はそれぞれに対して、本件各処分と同様の理由で一部を非開示とした個人情報一部開示決定処分（前件処分）を行っている。審査請求人は、前件処分に対しても、これを不服として審査請求（以下「前審査請求」という。）を行ったが、当審査会では、前審査請求について、令和2年3月26日付け答申個第96号（以下「前答申」という。）で、処分庁が行った前件処分は妥当であるとの判断を行っている。

イ そこで、当審査会が本件各審査請求と前審査請求とを比較したところ、以下の点を除いて、双方に特段の違いは認められなかった。

（ア）審査請求の審査の対象となる公文書の範囲

（イ）本件に関連する各裁判所における事件の係属状況

ウ 上記イ（ア）について、前審査請求の対象公文書は令和元年7月26日までの児童記録であるのに対して、本件公文書はそれ以降のものであることから、審査請求の審査の対象となる公文書自体は異なるものである。

しかし、本件公文書中、上記(2)ア、イ、オ、ク、コ、サ及びシについては、作成日時等が異なるだけで前件処分においても特定されていた公文書と実質的な違いのない同種の公文書であり、当審査会

が見分したところ、これらの公文書中の非開示部分は、前件処分時と共通した考え方にしたがって非開示の判断がされているものと認められる。

また、上記(2)ウ、エ、カ、キ及びケについては、前件処分時に特定されていなかった新たな種類の公文書であるが、当審査会が見分したところ、これらの公文書中の非開示とした内容を見る限り、他の公文書と同様の考え方により同じ性質の内容を非開示にしていることが認められる。

このように、上記イ（ア）の点に関しては、本件各審査請求と前審査請求でそれぞれ審査の対象となっている公文書及び非開示とした内容に実質的な違いは認められない。

エ また、上記イ（イ）に関しては、当審査会は前答申で以下のとおり言及している。

「本件事案に関しては、本件各処分の後に、処分庁の児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立て（児童養護施設への入所措置承認を求めるもの）が京都家庭裁判所により却下され、これに対する抗告も大阪高等裁判所により棄却されている事実や、審査請求人の一時保護執行停止申立てを却下した京都地方裁判所の決定が大阪高等裁判所で取り消された事実も示されているが、個人情報開示請求に係る文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かの判断は、開示等の決定時点における状況に基づき行うものである。

したがって、当審査会が本件各処分の妥当性の判断を行うに当たっては、処分庁が本件各処分を決定した時点において、処分庁が審査請求人による本件児童に対する虐待を認定し、本件児童が一時保護を受け生活を送っていた状況を基にせざるを得ない。」

これは、個人情報開示請求に係る文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かを判断する時点についての一般的な考え方であり、本件各審査請求において、当審査会が本件各処分の妥当性の判断を行うに当たっても、前審査請求時と同様に、処分庁が本件各処分を決定した時点では、処分庁が審査請求人による本件児童に対する虐待を認定している等の状況を基にせざるを得ないことに変わりはない。

オ この点に関して、審査請求人は、「審査会は証拠を収集し、事実を認定し、かつ、非開示処分の妥当性を判断する権能がある。証拠を見て、処分時点における処分庁の虐待認定判断が誤りであると判断されるのであれば、「子どもの様子等」についての全面的非開示決定の妥当性を支持できないから、審査会はみずからの事実認定に基づいて処分の適否を判断して答申することができるのは当然である。」などと主張している。

しかしながら、当審査会が処分庁による虐待認定の適否を判断する立場にないことは前答申でも述べたとおりであり、また、法定代理人と児童本人との間で虐待が問題とされている事情がある中では開示・非開示の判断に特に慎重を要することは(1)で述べたとおりであるから、このような審査請求人の主張を認めることはできない。

カ したがって、当審査会は、本件各審査請求において、前審査請求での判断を変更すべき特段の事情は認められず、処分庁の主張に不合理な点はないと判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 審査請求の経過

| 諮問番号   | 請 求 日 等   |  |
|--------|-----------|--|
| 個第241号 | 請 求 日     | 令和元年11月 5日   |
|        | 請 求 内 容   | 第二児童相談所が保有する●●に関する記録全て（ただし2019年7月26日付け個人情報開示請求で特定した以降の記録）  |
|        | 請 求 先 所 属 | 子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センター第二児童相談所                                |
|        | 処 分 通 知 日 | 令和元年11月28日（個人情報一部開示決定）                                     |
|        | 処 分 理 由   | 条例第16条第1号，第2号及び第7号   |
|        | 審 査 請 求 日 | 令和元年11月28日   |
| 個第242号 | 請 求 日     | 令和元年11月28日   |
|        | 請 求 内 容   | 第二児童相談所が保有する●●に関する記録全て（ただし2019年11月5日付け個人情報開示請求で特定した以降の記録）  |
|        | 請 求 先 所 属 | 子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センター第二児童相談所                                |
|        | 処 分 通 知 日 | 令和元年12月23日（個人情報一部開示決定）                                     |
|        | 処 分 理 由   | 条例第16条第2号及び第7号   |
|        | 審 査 請 求 日 | 令和元年12月23日   |
| 個第250号 | 請 求 日     | 令和2年 2月18日   |
|        | 請 求 内 容   | 第二児童相談所が保有する●●に関する記録全て（ただし2020年1月29日付け個人情報開示請求で特定した以降の記録）  |
|        | 請 求 先 所 属 | 子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センター第二児童相談所                                |
|        | 処 分 通 知 日 | 令和2年 3月 5日（個人情報一部開示決定）                                     |
|        | 処 分 理 由   | 条例第16条第1号，第2号及び第7号   |
|        | 審 査 請 求 日 | 令和2年 3月 5日   |
| 個第251号 | 請 求 日     | 令和2年 1月29日   |
|        | 請 求 内 容   | 第二児童相談所が保有する●●に関する記録全て（ただし2019年11月28日付け個人情報開示請求で特定した以降の記録） |
|        | 請 求 先 所 属 | 子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センター第二児童相談所                                |
|        | 処 分 通 知 日 | 令和2年 2月18日（個人情報一部開示決定）                                     |
|        | 処 分 理 由   | 条例第16条第1号，第2号及び第7号   |
|        | 審 査 請 求 日 | 令和2年 3月 6日   |
| 個第253号 | 請 求 日     | 令和2年 3月 5日   |
|        | 請 求 内 容   | 第二児童相談所が保有する●●に関する記録全て（2020年2月18日付け個人情報開示請求で特定した以降の記録）     |
|        | 請 求 先 所 属 | 子ども若者はぐくみ局第二児童福祉センター第二児童相談所                                |
|        | 処 分 通 知 日 | 令和2年 4月 1日（個人情報一部開示決定）                                     |
|        | 処 分 理 由   | 条例第16条第1号及び第7号   |
|        | 審 査 請 求 日 | 令和2年 5月21日   |

(参考)

1 審議の経過

|     | 諮問番号     | 年月日等  |
|-----|----------|---|
| 諮問  | 諮問個第241号 | 令和元年12月27日  |
|     | 諮問個第242号 | 令和2年 1月22日  |
|     | 諮問個第250号 | 令和2年 4月 3日  |
|     | 諮問個第251号 | 令和2年 4月 3日  |
|     | 諮問個第253号 | 令和2年 6月19日  |
| 弁明書 | 諮問個第241号 | 令和2年 2月 3日  |
|     | 諮問個第242号 | 令和2年 2月20日  |
|     | 諮問個第250号 | 令和2年 5月 7日  |
|     | 諮問個第251号 | 令和2年 5月 7日  |
|     | 諮問個第253号 | 令和2年 7月20日  |
| 反論書 | 諮問個第241号 | 令和2年 3月12日, 令和2年 6月16日  |
|     | 諮問個第242号 | 令和2年 3月12日, 令和2年 6月16日  |
|     | 諮問個第250号 | 令和2年 6月16日  |
|     | 諮問個第251号 | 令和2年 6月16日  |
|     | 諮問個第253号 | 令和2年 8月31日  |
| 審議  | 諮問個第241号 | 令和2年11月24日(令和2年度第6回会議)<br>諮問庁の職員の口頭理由説明<br>令和2年12月24日(令和2年度第7回会議)<br>審議 |
|     | 諮問個第242号 |   |
|     | 諮問個第250号 |   |
|     | 諮問個第251号 |   |
|     | 諮問個第253号 |   |

※ 審査請求人から、上記反論書のほか、令和元年12月12日に京都家庭裁判所審判の写し、令和2年3月6日及び同月10日に大阪高等裁判所決定の写し、同年6月29日に大阪高等裁判所決定の写し及び最高裁判所決定の写しの提出があった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会(部会長 北村 和生)